下記の誓約内容について、出願前に学生本人および保護者が確認してください。 誓約書の提出は、学内選考合格後です(出願時には提出不要です)。 対象者には改めて、提出方法についてご連絡いたします。

## 「同志社大学ドイツ語・異文化理解 EU キャンパスプログラム」に関する誓約書

#### 同志社大学長殿

私は、2026 年度同志社大学ドイツ語・異文化理解 EU キャンパスプログラム(以下、プログラムという。) に参加する にあたり、次の事項を誓約いたします。なお、誓約事項に反した場合は、プログラム参加学生の資格を取り消されること や、同志社大学(以下、本学という。) のサポートを受けられないことを承諾し、異議の申し立てはいたしません。

#### <留学に対する心構え>

- 1.プログラムの趣旨を十分理解し、研修先機関にて学業に精励すること。
- 2.プログラム参加決定後は本学が正当と認める理由以外での辞退は不可のため、十分理解のうえ参加すること。
- 3.渡航前に本学で実施される事前授業やオリエンテーション、説明会へ適切な理由無く欠席することや、課せられた課題・義務の履行を怠った場合にはプログラムへの参加を認めないことがあり、この際に生じるキャンセル費用は、参加学生本人の負担となること。
- 4.プログラムに伴う渡航期間中は、滞在国および日本の法令、本学の学則等諸規則を遵守するとともに、研修先機関の定める 規則、指導教員、担当者等の指示に従い、滞在国の公序良俗に反することのないよう注意すること。
- 5.プログラム期間中は、本学の学生として本人の自覚と責任において行動すること。なお、プログラムに伴う渡航期間中、災害、 暴動、テロ、事故、感染症、疾病、犯罪などによる損害について、本学に一切責任を問わないこと。
- 6.プログラム参加にあたっては、必ず本学指定の飛行機で渡航・帰国し、参加者全員での団体行動をとること。本学の責に帰さ ざる理由によって指定の飛行機に乗れず、それに伴い追加費用が発生した場合は、参加学生本人の負担となること。

#### <手続き>

- 7.プログラムに必要な諸手続き(研修先機関に提出する各種書類の作成、パスポートの取得、費用の支払い等)は事前に十分確認し、自らの責任において遅滞なく行うこと。
- 8.プログラムに際して、出発から帰国までの本学指定の海外旅行傷害保険、研修先機関指定の健康保険および留学生危機管理サービスに加入すること。
- 9.プログラムに伴う渡航期間中は必要に応じて、本学国際センター国際課への現地到着報告、近況報告等を行い、帰国後は 速やかに指定された報告書・アンケート等を提出すること。

#### <プログラムの中止・変更>

10.研修先機関が所在する国(地域)の治安の悪化、災害、感染症等の発生状況によっては、本学及び研修先機関等の判断において、プログラムの中止または帰国勧告等を決定することがある。これらの事態等が生じる可能性を理解し、本学の指示に速やかに従うこと。また、これらの事態により発生する損害・負担について本学に一切請求をおこなわないこと。

#### <危機管理>

- 11.プログラムに伴う渡航期間中は、自動車・バイクの運転、また海外旅行保険が適用とならない危険を伴う運動は行わないこと。
- 12.休日に個人的な旅行をおこなう際にはプログラムの完遂に支障の無いよう十分注意すること。ただし、国外旅行・宿泊を要する旅行は禁止とする。(プログラムの一環として実施する研修旅行を除く。)なお、個人的な旅行は自己責任にておこなうものであることを理解し、当該旅行において支出・損害が発生した場合には自己の責任で解決すること。

### <宿泊先>

- 13.プログラムに伴う渡航期間中は、プログラムで定める宿泊先に滞在すること。なお、宿泊先の変更が生じた場合は逐次本学 国際センター国際課へ連絡すること。
- 14.本誓約書別紙の宿泊先に関する注意事項を理解した上、プログラムに参加すること。

### <個人情報の提供>

- 15.プログラムの運営や緊急時の対応のために、本学またはプログラム取扱業者へ届け出た学生本人および保証人の個人情報を、本学及び研修先機関(ホームステイ会社等を含む)、プログラム取扱業者、危機管理会社、海外旅行保険取扱業者が利用することに同意すること。
- 16.プログラムの運営、学生の安全確保、科目の成績評価等のために、研修先機関が取得した学業成績や期間中の生活情報等の個人情報を本学へ提供することに同意すること。また、これらの情報を必要に応じて本学および研修先機関、プログラム取扱業者や危機管理会社が共有することに同意すること。
- 17.危機管理会社のアシスタンスサービスを利用した際、危機管理会社へ提供した疾病やトラブルに関連する個人情報について、本学や危機管理の関係者に共有・利用されることに同意すること。

<保証人の同意> ※保証人とは、学生が本プログラムを履修するにあたり、本学と連携し、学生を指導、支援する立場の方を指します。 18.本誓約内容及び募集要項の内容を保証人と共に確認し、両者が理解した上で、本プログラムに参加すること。

# 宿泊先に関する注意事項

## <プログラムの宿泊先について>

- ・宿泊先の種類 (ホームステイ、大学寮、ホテル等) は、プログラムの内容や研修先大学によって異なる。(詳細は募集要項のプログラム別説明で確認すること。)
- ・参加決定後、宿泊先や部屋の種類の希望 (寮 or ホームステイ、一人部屋 or 二人部屋 等)を回答できる場合も、希望通りにはならない場合や、決定後も様々な事情により変更になる場合がある。

### <ホームステイに関する注意事項>

- ・滞在中は「ゲスト(お客様)」としてふるまうのではなく、家族の一員として各家庭のハウスルールを守り、 ホストファミリーとコミュニケーションをよくとり生活を共にすること。
- ・ホストファミリーの家庭環境やライフスタイルは画一的ではなく、家族構成(ホストが高齢、高齢の家族がいる、父子家庭、母子家庭、幼児がいる、同世代の異性の子供がいる、共働き、一人暮らし等々)、人種、食事(手作り、冷凍食品、参加者自身でホストファミリーが用意した食材で自炊)、自宅設備の新旧、大学までの通学距離は様々であること。また、これらを理由にホストファミリーを変更することは原則できないこと。
- ・ホームステイ申込時に、希望の家庭環境(幼児やペットの有無等)について記入できる場合も、必ずしも希望通りにはならない場合があること。
- ・同じプログラムに参加する同志社大学の学生や、他の日本人、他の国からの学生と同じホームステイ先になる場合があること(ベッドルームは一人一部屋確保される)。
- ・ホストファミリーの事情 (急用、病気等) によりホームステイ先が出発前、滞在中にも変更となる場合があること。

## <大学寮に関する注意事項>

- ・寮の築年数や部屋の大きさ、形、設備、大学からの距離は、寮によって異なること。
- ・寮、部屋の割り振りは、研修先到着日に割り振られる場合が多いこと。
- ・ルームメイトの国籍は様々であること(ルームメイトは同性)。
- ・フラットメイト(ベッドルームは別で、キッチン・バスルーム等の共有部分を共同で使う学生)の国籍、及び 性別は様々で、異性と共有部分をシェアして暮らす場合があること。
- ・食事は原則提供されないこと。[自費部分]
- ・日用品(食器・調理器具・リネン類・タオル類・洗濯用品等)は持参するか現地で購入する等、各自準備する必要があること。 [自費部分]
- ・各寮の取り決めに従って生活を送らなければいけないこと(門限、禁煙、掃除・洗濯のルール、防火等々)。
- ・原則全ての寮は禁煙であること。

#### <ホテル滞在に関する注意事項>

- ・研修先大学がホームステイ・寮の手配を行わない場合、本学提携の旅行会社等が手配した中・長期滞在型のホテルに滞在する場合があること。なお、行程により一時的にホテル滞在を含むプログラムもある。
- ・部屋割りの希望は、受け付けられない場合があること。
- ・食事は原則提供されないこと。[自費部分]
- ・ホテルからの提供がない日用品(食器・調理器具・洗濯用品等)は持参するか現地で購入する等、各自準備する必要があること。[自費部分]
- ・ホテルの取り決めに従って生活を送らなければいけないこと(禁煙、掃除・洗濯のルール、防火等)。